

## 第6回総会報告

### 第6回総会が無事、終了いたしました！

\*日時：2020年6月6日土曜日 10:30~11:05

\*会場：「ぴゅあ総合」中研修室 甲府市 朝気 1-2-2



\*主催者あいさつ（竹野副理事長。概要。写真）



・本日はお忙しい中、第6回総会に出席いただきありがとうございます。  
本総会はみなさまご承知の通り、ウイルス感染防止のため、役員及び議長・議事録署名人など、必要最小限の出席および書面議決を中心に開催させていただきました。

本年は、当法人設立目標である「適格消費者団体（総理大臣認定）」認定申請を行う年度となります。

引続き、みなさまのご支援ご協力をお願いいたします。

\*来賓挨拶：毎年ご出席を頂いていますが、時節柄、県民安全協働課 望月課長様、県民生活センター 篠原所長様から、メッセージを寄せていただきました。裏面で概要を掲載させていただきます。

\*続いて、議長立候補を議場に諮り、議長選出等を行ないました。

#### 1. 議長選出及び議事録署名人2名の（正会員からの）選任について。

- ・議長に、田中謙一さんを選出しました（写真）。
- ・議事録署名人に竹内まさ子さん、杉山修馬さんを選任しました。



#### 2. 議事について（議長が議事運営を議場に諮り、賛同いただきました）。

- ・提案は齊藤・大塩副理事長が行い、監査報告を関野監事が行い、1号~4号議案を審議・採択しました。  
「第1号議案：2019年度事業報告承認の件」、「第2号議案：2019年度活動計算書承認の件」、  
「第3号議案：2020年度事業計画承認の件」、「第4号議案：2020年度活動予算承認の件」。

◇全4議案すべてが、賛成多数で採択されました。書面議決書含め、反対は無く、満場一致でした。

◇なお、定足数は「37人」に対し、「73人の参加：（出席14人・委任状13人・書面議決書46人）」で、定足数を満たし、総会が成立していることを、採択時に議場に報告し、確認いただきました。

<裏面に続きます>

### 3. 来賓メッセージのご紹介（概要）

#### ◇山梨県県民安全協働課 課長 望月 英二 様

第6回総会が開催されますことを、心からお慶び申し上げます。

各構成団体、役員の皆様におかれましては、常日頃より、消費者行政の施策、事業に深くご理解とご協力をいただいているところであります。

さらに昨年度は、本県の新たな取組である「若年者向け消費生活気づき教室事業」に取組みいただき、多くの親子にお買い物体験を通じ、自立した消費者に向かう場を提供し、心より感謝申し上げます。

現在、貴団体は消費者庁に適格消費者団体認定事前協議を行っていると同っており、認定後は、本県の消費者の被害防止や救済に、さらに大きな力となられることを期待申し上げます。

さて、本県では「消費者基本計画」において、地域における相談体制の整備、高齢者等に対する見守りネットワーク構築、消費者教育の推進の3つを重点項目にし、県内市町村において、消費生活センター設置や相談員の配置など、計画目標を前倒しで達成することができました。



#### ◇山梨県県民生活センター 所長 篠原 清美 様

第6回総会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

各構成団体、役員の皆様におかれましては、消費者被害の防止のため日頃から当センターの事業にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、当センターでは、県民生活に直結した身近な事柄について様々相談業務を行っておりますが、中でも、消費生活相談には、毎年4,000件を超える相談が寄せられています。昨年度は、ハガキやショートメールなどを使った架空請求・ワンクリック請求等の不当請求が上位を占め、健康食品などのインターネット通販における定期購入トラブルが大きく増加したのが特徴です。

2月以降は、新型コロナウイルスに便乗した不審な勧誘や、悪質商法についての被害は発生しており注意が必要です。トラブルの未然防止のため、当センターでは様々なライフステージでの出前講座など消費者教育に力を入れています。



#### ◆ どなたでも会員になれます！ ②活動委員会で一緒に活躍しませんか

県内の弁護士・司法書士・消費生活相談員（約40名）、学識経験者、生協や一般消費者（団体）など合計110人余が加入しています。消費者被害を防止し、救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

◇主な活動：①「検討委員会」事業者の規約、約款等で法律違反等がある場合は、改善を勧告します。昨年は、「マラソン大会4件（免責条項の改善回答）」・「スポーツジム（免責条項等継続中）」・「金融機関カードローン2件（相続条項改善）」等の申入れを行いました。②「活動委員会（消費者中心に構成）」チラシやTV広告で、紛らわしい表示や疑わしい効能表示等について、根拠を問合せ、正確な表示の改善を要請しています。また、「県の業務委託を受け、親子で学ぶお金の使い方教室」を企画し、啓発を推進しました。

【正会員】：年会費1口 2,000円、【賛助会員】：年会費1口 1,000円、団体会員枠もあります。

◇年会費は上記活動及び諸経費に使われます。人件費はゼロで、ボランティアで運営されています。

◇寄附金のお願い。当法人の趣旨を早期に実現し、県内外での消費者被害防止等に有効に活かします。

【連絡先：表紙上に記載】消費者支援ネット事務局（詳しくは、やまなし消費者支援ネットで検索下さい）

【情報提供のお願い】「CMやチラシ、電話・メール等の勧誘」で「はてな(?)」と感じる情報を事務局にお寄せいただくようお願いいたします。寄せられた情報は、弁護士・司法書士・消費生活相談員等の専門家が調査・分析し、より早く消費者被害を防ぐための諸活動に活かします。

・情報提供に関する個人情報保護されますので、安心してご協力をお願いいたします。